内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官の池田でございます。

本日は，お集まりいただきましてありがとうございました。

私は，昨年４月に現在のポジションに参りました。なので，昨年の課室長会議で初めて御挨拶させていただきまして，そのときに来ていただいた方も本日いらっしゃるかもしれませんし，今年度４月に新しく来られた方もいらっしゃるかと思うのですが，引き続き，１年間どうぞよろしくお願いいたします。

ちなみに，新しい方，４月にこの部署に来たという方，どのくらいいらっしゃいますか。当てませんので，挙手していただけたらと思います。（挙手）

ありがとうございます。

昨年度の課室長会議のときに，４月に来たばかりなので余りよくわからないのですが，という方が結構いらっしゃったというふうに記憶しております。確かに，犯罪被害者等施策につきましては，そんなに歴史が古い施策分野ではありません。

国の施策としては基本法ができたときから性格づけが結構変わったのかなと思います。基本法ができてから，１年後から基本計画ができて，基本計画に沿って施策が進んできたということで，昨年度どういう施策を国としてはやってきましたかというのを，毎年，白書の形で国会に報告する。それが基本法10条に規定されておりますので，毎年，白書をつくっております。

その白書案，今年の分ですね。昨年度中どういう施策が推進していったのかという御報告の白書が，後ろに置いてあった白書案でございます。いつもは，国会で見ていただきまして，閣議にかかって，「案」が取れて，「犯罪被害者白書」といった形になったものを皆さんのところに毎年お届けしていたというところでございます。

被害者施策の基本は何たるぞというのは，一番古いものをお持ちですかね。どこかに転がっているのではないかと思うのですけれども，発掘して見ていただくと多分それが一番早いのかなと思います。今は，第２次基本計画の３年目です。その第２次基本計画がどんなものかというのは，23年版を見ていただくといいのだろうと思います。

今年の白書，編集上変えまして，ちょっと自慢ですけれども，見やすくした。どう見やすくしたのかというと，巻末資料の所に２次計画を書いてあるのですね。２次計画はどういう形で編集されているかというと，５つの重点課題という形で，国の施策を５つの分野に分けているのですけれども，その第１の何番のアとかという形で通し番号じゃなかったのですね。それを第２章の，昨年度何をやりましたという御報告の所で見ていくときに，どの基本計画上の施策にこの報告が対応しているのかがよくわからないという状態になっておりました。しかも，基本計画上にない施策についての進展状況も縷々第２章で書いていたというところがございます。なので，今年は，あくまで基本計画上言われていることがどういう回答になるのかという形で，施策番号を振っておりますので，それを照らし合わせていただければ,巻末資料と第２章がタイアップしているということになっています。また関係の所をごらんいただければと思います。

ちなみに，第２次基本計画の中に「地方公共団体」という言葉は16カ所出てきております。ただし，それは,「地方公共団体と協力して」とか「地方公共団体の意見を聞きながら」とか，地方公共団体に対して，例えば内閣府が職員研修とかを一緒にやっていきなさいねというようなことでございまして，もっと，例えば厚生労働省，あるいは文部科学省とかに宿題が下りているものが巡り巡って地方では地方公共団体にお願いしている業務というのもたくさんございますので，地方公共団体は16カ所しか関係がないというわけではないのです。なので，その点はちょっと御留意ください。

内閣府の立場というのは，そういった基本計画を立ち上げるときの会議の事務局です。そういった会議体のところで，いろいろな施策，こんなのがいいというのを被害者団体や支援団体などからヒアリングをいたします。それを関係省庁にいわば宿題の形で落としていくときの総合調整の係をしているというところでございます。

内閣府の犯罪被害者等施策推進室というのは，本日御挨拶させていただきました室長以下７名ということで，そんなに人数はなくて，地方での基盤がありません。なので，施策の総合調整はしているのだけれども，実際に支援をやっている現場を知らない内閣府という役所が取りまとめているというところです。

昨年１年，ここの施策推進室の業務をしながらいろいろ考えていました。その考えていたことを，今日は御報告というよりも御相談のつもりでお話をさせていただきたいと思います。

まず，被害者施策というのは今何が不足しているのだろうというのを昨年１年考えておりました。そして，内閣府としてはどんなことができるのだろう。そして，今年も，内閣府の立場で皆さんと一緒に働かせていただく上で，どのようなことが御提案できるかなといった３つのことを本日お話しさせていただきたいと思います。和氣様のお話と一部表現は異なりますが，重なる内容になります。

和氣様のお話の中にもありましたが，被害者のニーズというのは多岐にわたります。被害者の状況によって，要らないニーズがあるかもしれませんけれども，被害者が生きている一人の人間である以上，生活面であるとか，住まいの面，雇用の面。決して刑事手続の話だけではないということです。保健医療の関係，安全確保，こういったものがいろいろあるわけですが,「配慮」というところにうちのシンボルマークを入れておきましたけれども，配慮というニ

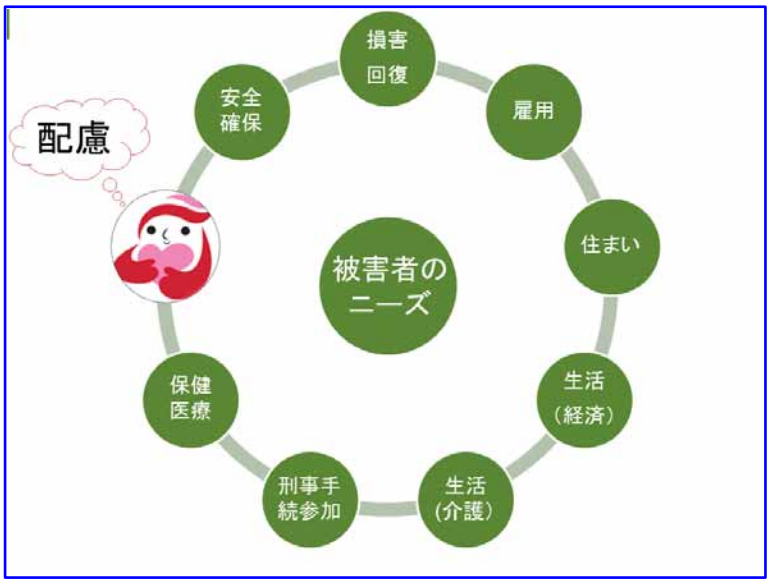

ーズは，若干特殊なニーズです。というのは，例えば，医療は，お医者様が適用する支援かと思います。刑事手続参加であったり，生活支援の関係であったり，それぞれのニーズに応える支援の担い手というのがいるのですけれども，みんな配慮ということが必要になってくる。その意味で，配慮のニーズというのは若干特殊なニーズかなと思って位置づけさせていただきました。

こういったニーズがあるんだよということで，基本計画上もこういったニーズを取り込んで，１次計画，２次計画と進んできたところなのだけれども，じゃ，今何が不足しているのだろうということです。現在の第２次基本計画，本当は241施策あります。ただ，30施策は重複して違う箇所で再掲しているものですから，重複を削ると211施策ですね。

そのうち，分類の仕方は，大雑把に私の考えで分類していますので，政府としてこういう考えで分類しているものではないのですけれども，いろいろな制度が既にあることを前提に，それを適切に運用・継続してねという要素が含まれている施策は，211施策中137あると思います。すみません，カウントの仕方は，本当に私見です。他機関等ともいろいろ相談しながら，協力しながらやりなさいよとお願いしているのが約80施策。あるいは，中央省庁に対する宿題が多いので,その省庁の職員であるとか,関係の下部団体であるとか，地方でいうところのカウンターパートに対して情報提供をしたりとかという形で啓発をしなさいとか，研修をしなさいとか，そういうのが約60。今ある制度，やっていることについて，きちんと周知徹底しなさい，広報活動もきちんとしなさいというのも60施策近くあります。一般への周知と分け辛いところはあるのですが，特に被害者への適切な情報提供とした場合，50弱くらい。これだけで足したら211超えますので，数字だけでお分かりになるように，一つの施策の中でいろいろ重複しています。

これは明示されているものだけでして，実は，第１次の基本計画を作るときに，既存にある制度というのはわざわざ基本計画の中には書き込まないこととした。既存の制度としても，新たに被害者のために何か進めなくてはいけないというものを基本計画に書き込んだという経緯がありますので，例えば被害者は，恐らくよく使うであろう医療保険制度，これは既存の制度ですので，医療保険制度をきちんと運用しなさいねというのは基本計画上書れていないのですね。だけれども，例えば生活保護制度なんかもそうなのですけれども，生活保護制度がきちんと運用されることは前提の上で，例えば犯罪被害給付制度のもとで犯罪被害給付金をもらった。でも，これが収入認定されてしまうと生活保護が出なくなってしまうというと，せっかくの犯給金が被害者の生活の立ち直りに使いづらくなってしまうというのもありますので，収入認定上配慮してほしい方向での施策が２次計画に入っています。

なので,既存にある制度が全て基本計画に網羅されているわけではないのですけれども，特に２次計画では，新しい施策を作ってくれということよりは，１次計画に引き続き，既存の施策を，よりきちんと被害者に情報提供してください，関連している他機関ともきちんと連携してくださいというようなものが多いのです。

被害者個人の経済的負担を軽減する，犯罪被害者だから何らかの経済的負担を軽くしましょうというような個人的給付に関係する施策というのは16です。期限つきで何らかの制度化を求めますというのが，２次計画の場合は10個しかありません。１次計画のときは刑事的な手続参加の制度ができるなど，いろいろな新しい施策があったのですけれども，少なくとも期限付きで新しい施策としての検討を言われているのは，２次計画の中では10個だけになります。

また，既存の施策があるのを前提で，より良くしていってください，充実していってくださいというのがあります。一部,先ほどの既存の施策を適切に運用していってください，というのでもカウントしています。これの中の少なからず多いものが，地方によってばらつきがあるような制度で，できるだけ均質的なサービスができるように頑張ってくださいとか，情報提供をきちんとしてあげていってくださいというのが結構入っているという状況です。

既存の制度を適切に運用していくためには，周知徹底・広報であるとか，他組織との連携も必要だ，ということになりますから，研修や，連携などに関する施策も，施策の適切な運用を求めることの各論みたいな位置づけといえます。結局，基本計画上の政策の大部分は，既存の制度はきちんと運用していってくださいねということに尽きると言えます。

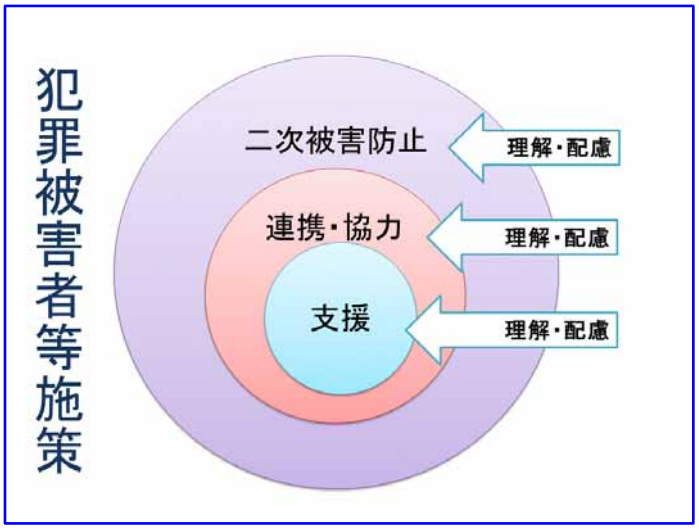

思うに，犯罪被害等施策の基本は二次被害防止です。配慮です。既存の制度，必ずしも犯罪被害者のためだけの制度ではないかもしれませんけれども，日々の業務をやっていく上で，被害者を現状以上に傷つけない。二次被害を与えない。そういう被害者と接点のある業務をやっている場合には，二次被害を与えないのが基本の犯罪被害者施策だということをお忘れないようにお願いいたします。

その基本の施策をやっていく上で，被害者を，次の関連するような施策につないであげると。そこの連携協力というところですね。こういったものが進んで，最終的には犯罪被害者の支援になっていくという関係になります。全ての過程において犯罪被害者の置かれている状況に対する理解や配慮，これが背景にあって初めて犯罪被害者支援につながっていると考えています。

例えば，私は検察出身なのですけれども，刑事手続自体は被害者支援の施策ではありません。これは，犯罪者にどのぐらいの刑を科すべきなのか，あるいはそもそも刑を科していい有罪なのか，無罪なのかというのを認定する手続です。なので，被害者の支援のため

の手続ではありません。もちろん被害者の遺恨を晴らすとか，応報感情を晴らすという意味の目的も入ってはいますけれども，基本的に刑事訴訟の目的というのは，被告人を有罪にできるのか，無罪にするのかというきちんとしたラインを見きわめるというところにあります。

ただ，刑事手続には自ずと被害者との接点が出てきます。その中で，警察官であるとか，検察官，裁判官がむやみやたらと被害者を傷つけていいわけではありません。だからこそ二次被害防止という観点が必要になってくるわけです。二次被害防止という観点で，例えば警察として把握した，その被害者が置かれている状況というのを，きちんと，検察官にも引き継いでいますかとか，最終的に加害者が有罪になった，刑務所に行った，そういう手続の状況をきちんと被害者に教えていますかというようなこと，そういった配慮が，連携が，どんどん制度になってきて，それが刑事手続関連機関による被害者支援の側面になってきているわけです。

先ほど，和氣様のお話にもありましたけれども，被害者専用待合室，こういうのも被害者に二次被害を与えないようにという配慮を被害者の目線で考えていったら，当然待合室は一般来庁者と一緒じゃなくて，落ちついて座って待っていられる待合室も欲しいよねというところから，あるいは被害者専用取り調べ車両，建物に来いということではなくて，警察としてその中で話を聞くことができるような車両を出すとか，そういうようないろいろな配慮・支援の施策が進んできたという状況にあります。

国としては，基本法，基本計画に基づきまして，関係省庁に宿題を出すという形でいろいろなそういう制度を進めてきました。そして現在の２次計画上，先ほども言いましたように，既存の制度を適切に運用していってね，きちんと研修していってね，周知を図ってねというものが結構多いのだということを御承知おきください。

内閣府等，中央省庁にとってのカウンターパートというのは，例えば被害者支援の団体であれば，全国ネットワークさんのほうになりまして，ネットワークさん自体は，支援をやっているというよりは，やはり傘下団体のいろいろな調整をなさっているような団体になるかと思うのですけれども，そういった形で，我々からすると，民間組織であっても，やはり全国的な形で見ている方たちのほうがカウンターパートとしては交流がしやすいという形になります。そういった相手と，どういう施策がやっていけますかね，みたいな話をしていって調整をしていって，施策がどういうふうにして進んでいるのかというモニタリングをしていかなくてはいけないというのが中央省庁の立場であろうかと思います。

個々の施策，例えば厚生労働省さんであれば，医療行政であったり，労働行政であったり，生活保護の関係であったり，児童相談所系，婦人相談所系，そういった形で厚生労働省さんは幅広い施策をお持ちです。それぞれ県の，恐らく別々の部課室，厚生労働省さんにとってのカウンターパートに施策が届いています。

つまり，被害者施策という形で皆さんは被害者施策の主管課というところにあるのですけれども，基本計画に載っているいろいろな施策の実施は県庁内のいろいろな部署に落ち

ていっているのだ，あるいは通達とか，そういうのが基本計画での施策に応じて，例えば厚生労働省がこういう通達を地方公共団体に出したみたいな感じで白書に書いてあるとしたら，それは皆さんのところに届いていないかもしれないけれども，厚生労働省にとってのカウンターパートには行っているのだろうと思ってください。

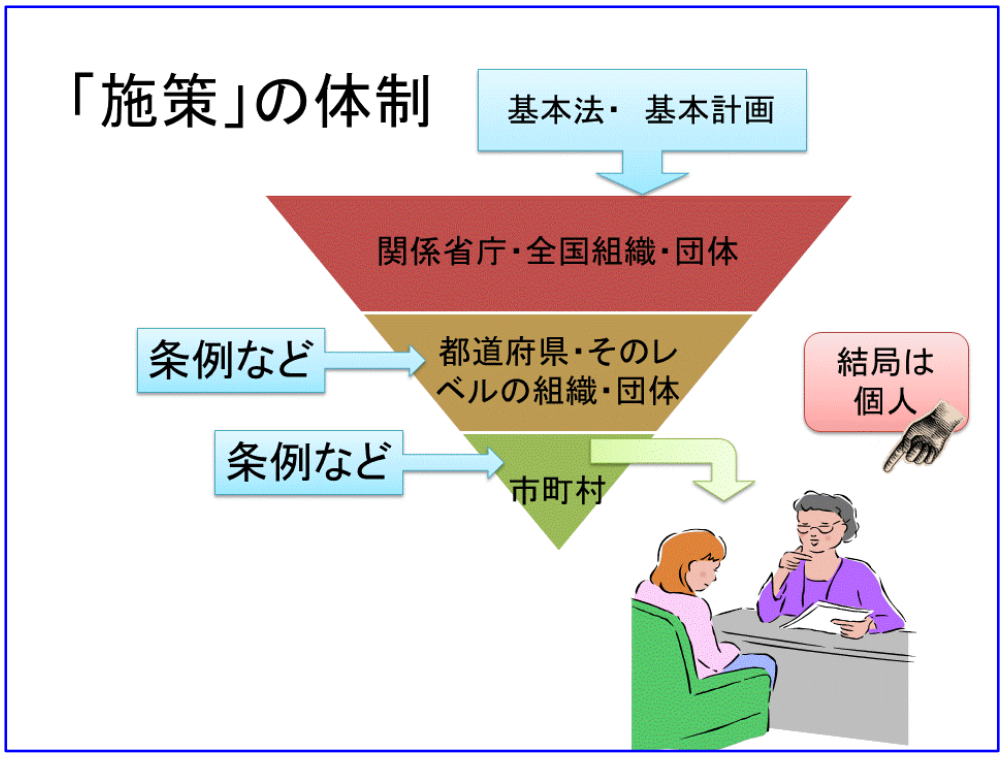

さらに，それがもっと下の市区町村レベルに落ちるとしたら，カウンターパートのカウンターパートに落ちていくわけなので，市区町村のいろいろな行政の縦割りの中に，それぞれラインとしては落ちていっているはずなのです。法律上，計画上書かれている施策がラインとして市区町村までは下りていっているはずなのです。行政だから。それは間違いなくラインはつながっているのです。

ですけれども，実際に被害者に面しているのは，市区町村という抽象的な組織ではなくて，窓口の個々人の職員です。それは，被害者支援の民間の側でも一緒です。もともと行政組織とは違う形でスタートしていますが，県レベルの支援団体の団体が面倒を見ているのではなくて，やはり被害者に付き添っている方が何を言ったか，どう言ったか，どういうふうに支援したかということによって，被害者に二次被害を与える人もいらっしゃるでしょうし，本当に助かったといわれるような方もいらっしゃるだろうし。

お医者様だってそうです。医師会までは，多分なんらかの通知は行っているのです。性犯罪被害者にちゃんと配慮した診療をしてくださいね，ぐらいの連絡は，昨年，性犯罪被害の手引を作らせていただいたのですけれども，厚生労働省からも案内は行っている。だけど，産婦人科医でどれぐらいそんな連絡をきちんと見ているかというのは，わからないですよね。しかし，現実に被害に遭った性犯罪被害者は一番身近なお医者様に行くかもし

れない。そのお医者様にどういう対応をされるのかというところで，被害者がどういう二次被害を負うかということが左右してくるということになります。

恐らく後ろの方は画面がほとんど見えないと思いますが，DVの，先ほど総務省のほうに説明していただきました住民票の閲覧禁止措置，DV関係のものですね。これから３つ，インターネットで見つけた記事を紹介しようと思います。最初のものは,いつの時期なのか，記事の中でも余りよくわからなかったのですけれども，簡単に検索したら出てきたやつです。

これは，閲覧禁止措置を講じてあった女性との関係ですが，市の職員が女性の転出証明をつくる上で，禁止措置を一旦解除した。ただし，転出証明書類を印刷した後に禁止措置をかけるのを忘れてしまったがゆえに，結局，夫が住所を見られたのです。住民票を取れてしまったのですね。今のところ，この記事の段階では女性に旦那は会いに行っていないということで，女性は精神的苦痛を受けたとして市に損害賠償を請求しているという記事です。市から，夫が住民票をとってしまいましたと知らせたのかなというところはわかりません。ちなみに，ここの市では，解除しなくても証明書が発行できるようなシステムに変更したということで，この女性以外のそういうミスはなくなるのだろうというふうには思います。

次はもうちょっと問題で，これも市から女性側に知らせたのかどうかわからないのですが，やはり男性のほうに見せてしまった。これはシステム上のミスではありません。システムは警告をしているのです。これはDVの閲覧禁止措置が入っていますよと。それを見過ごして夫に証明書を発行してしまったという事例です。そして，実際に夫が会いに行ってしまったのです。夫が会いに行ってしまったから，奥さんのほうからどういうことですかと市に問い合わせたら発覚したのか，あるいは，市のほうから，済みません，見せてしまいましたと連絡をとったときに，時すでに遅しで夫のほうがもう行っていたのか，それはよくわからないのですけれども，どちらにしても，死んでいたらどうなると。たまたまこの夫は殺さなかったので，30万円の示談で女性とは話がついたようなのですけれども，夫が行くまでもし市がミスに気づいていなかったのだとすれば，何のために禁止措置の警告が発せられていたのか，よくわからないような事案です。

最後は，今年の２月の事案ですけれども，これは，同じように警告メッセージを見落として処理をしてしまって，住民票の写しを交付してしまったのですけれども，その後のこの職員の対応が良かったと思います。ミスをしたというのを速やかに気づいて，即座に上司に報告しまして，県警であるとか，県のDV支援担当部署とかに速攻で相談しました。だから，すぐ女性を引っ越しさせているのです。ごめんなさいと。ミスして夫が行くかもしれないのでというので,速やかに県のほうで用意した先に引っ越しをさせておりますので，ミスはしたけれども，最善の措置はとったと言えるような事案ではないかと思います。女性にとっては非常に怖かったろうけれども，行政に対する信頼というのはかろうじて守った事例ではないかなと思います。

ミスは発生させたくて発生させるものではありませんから，ミスはある。被害者に対してのミスはあるかもしれないけれども，やはり行政として傷つけてはいけないということをこの職員は肝に銘じて分かっていたのだと思うのですね。ミスしてしまった，ばれなきゃいいやということで，怒られるくらいなら蓋をしてしまえという反応，結構いろいろな組織の中で過誤事例というのであったりしますけれども，人命にかかわるということをこの職員はよく理解していたということで，私はむしろ，ミスではあったけれども，リカバリーが良かった例として御紹介したいと思います。

これらはDVの例で，３件申し上げました。ただ，ほかの被害者にとっても，多かれ少なかれ二次被害というのが，先ほども和氣様のほうに御紹介いただきましたように，被害者施策課を通らないでいろいろな窓口で発生しているかもしれないということがあります。それは，言葉の投げかけの問題かもしれないし，配慮の不足かもしれないし，あるいは，例えば生活保護をできるだけ，余り金額を積みたくないなという，行政官として仕事として頑張っている上で，人としてどうなのよというようなことを言ってしまったことがあるかもしれませんし，それはよくわからないですが，どういうふうに被害者との関係で現場が動いているのだろうということを，被害者施策を担っている所ではわかっていただきたい。

そして，皆さんは県レベルだから，県庁内だけでなく，市区町村レベルの，そういうことをモニターするカウンターパートをぜひ作っていただきたいとお願いしたいと思います。

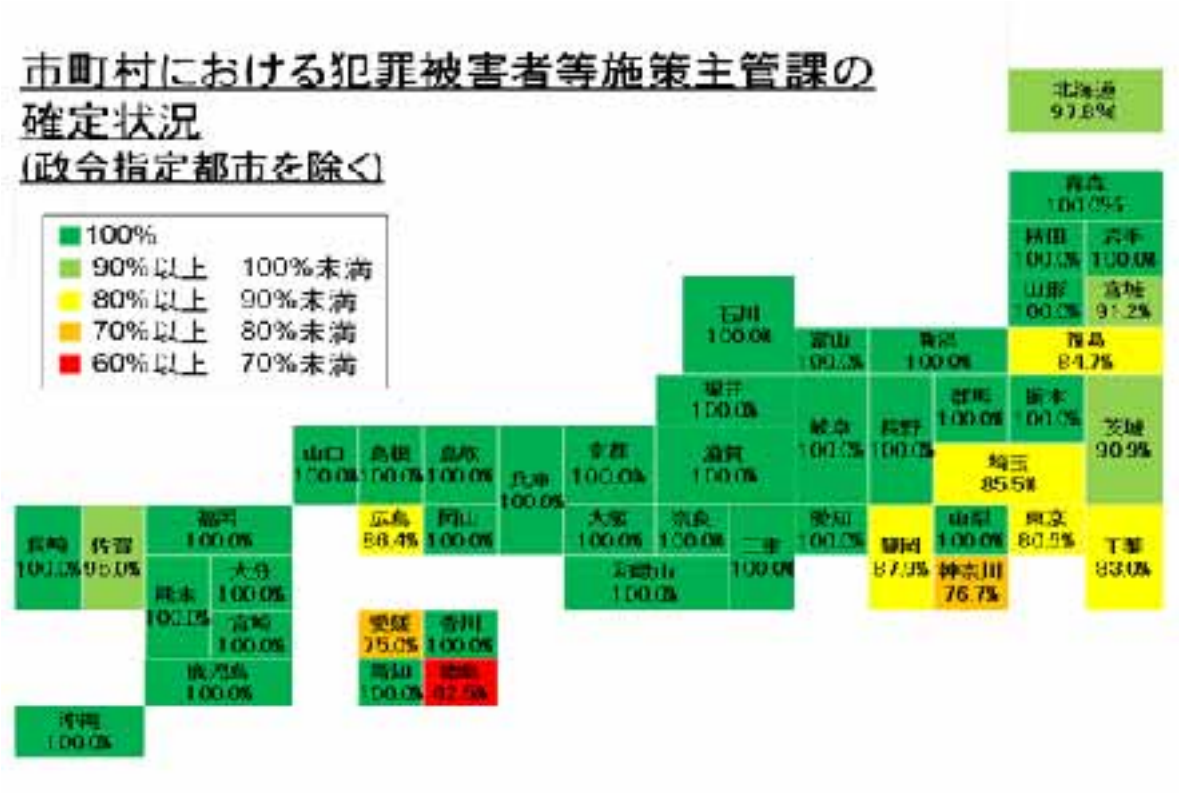

被害は会議室で起きているわけでもないし，会議室で被害者対応をしているわけではあ

りません。生身の個々人の職員が対応しているということで，犯罪被害者施策について市区町村レベルでどんな窓口にある，どういう施策が被害者に関連しているかなというのをリサーチしていく主管課，把握しておく主管課，うちの市，町，村ではどうなっているのだというのを気にかけておく皆さんのカウンターパートというのをぜひ作っていただきたい。

100%になっている所はいいのです。だけど，済みません，こういう明示的な色分けをしてしまいましたけれども，緑以外については，ぜひ頑張っていただきたいと思います。

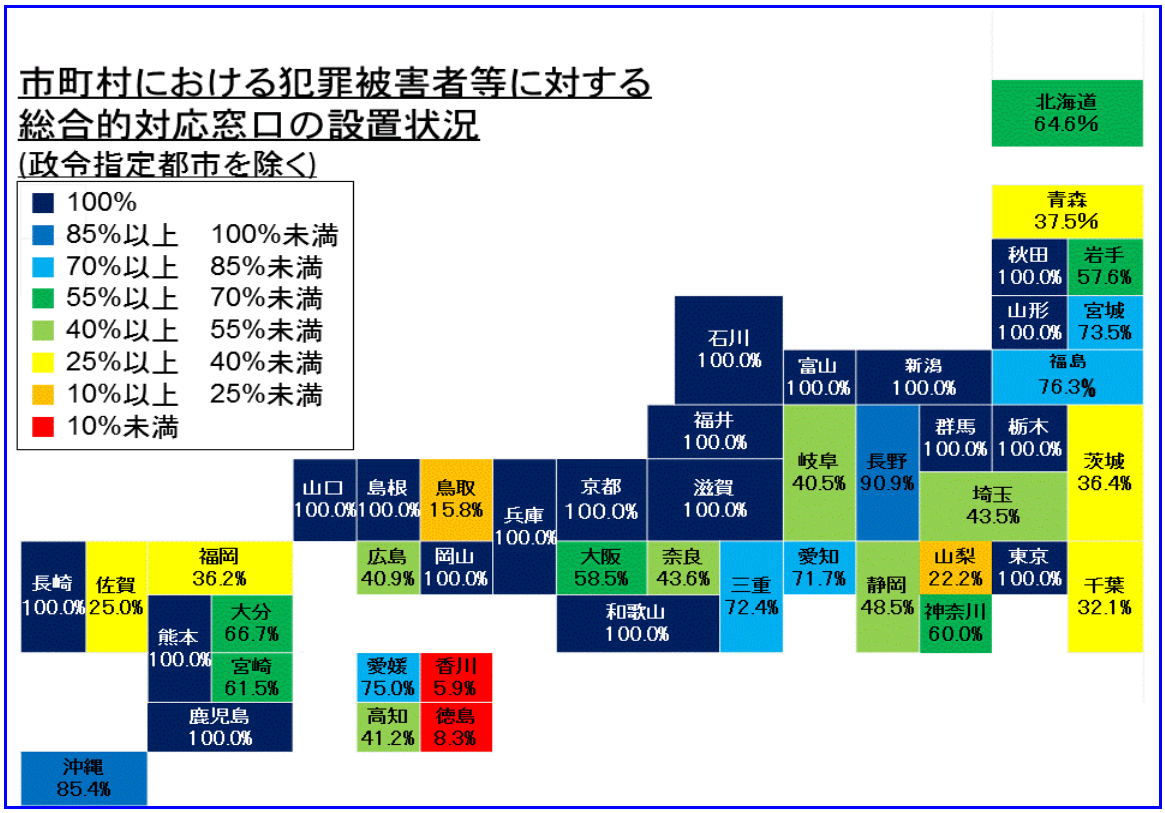

これは，総合的対応窓口です。東京はなぜか総合的対応窓口は100%いっているのだけれども，施策主管課がない区とかがあるのですね。その状態がちょっと不思議なのですけれども，総合的対応窓口のほうが一般的には設置率は低いです。

何でだろうと思ったのですね。恐らく，認識として，犯罪被害者施策というのを支援だと。施策の担当課であるとか担当窓口と言われたら，自分たちが支援しなくてはいけないのだというふうな認識になるのかなと思います。もちろん支援なのですよ。そういうコーディネートとか，市役所内のコーディネートであるとか，この課に行けばこういう支援が受けられますよという情報提供の窓口自体が支援であることは間違いないのですけれども，カウンセリングをやれと言っているわけではありません。そこの窓口でお金を出せるように，市議会と話をつけてこいという話でもありません。

ただ，基本の施策として，この窓口にお願いしたいのは，市民が，犯罪被害者が使えるどんな制度がこの市にはありますかと言ってきたときにメニューを示せる。先ほど和氣様

から見せていただきましたチェックリストではないですけれども，母子関係とか，子供関係とか，結構市町村によって施策のばらつきがありますので，全国一律な形でマニュアルをつくるのは難しいのです。まさにその市町村のレベルでどういう政策があるのか，特に高齢者対応が充実している町や村なんかがあるかもしれませんし，学童への教育補助みたいなのが充実していらっしゃる所があるかもしれない。その市町村の特色に応じて施策運営というのは当然変わってきます。県の皆様に作れと言っても，やはり作れないところかもしれません。県は県レベルで、でも，市区町村としも作らなければいけないのだよという情報発信を，ぜひ県の施策主管課の方たちにはやっていただきたいと思っております。

支援というのは支えることです。余り支援，支援と言っていると，自分が自らお金を支給する業務をやらなくてはいけないのだとか，カウンセリングをやらなくてはいけないのだということで，何となく面倒くさいなという感じになってしまうのが，ちょっと及び腰になってしまうところなのかなと思うのですけれども，とにかく，総合調整，コーディネーターということで，どんな形で，市全体として，あるいは県全体として，支援ができるのかというのを考えていただく部署の方であるというふうに私は皆様方のことを考えております。

繰り返しますが，被害者への各種支援で被害者を輪に囲めたら一番いいのですね。医療自体を皆さんが施すわけではない。就労関係のアドバイスを総合的対応窓口がやる必要はないのです。ただ，市民が使える制度，その市民の中に被害者が入っている。得てして，和氣様がおっしゃっていたように，混乱して，自分自身では探せない状況にあるという被害者に，できるだけ二次被害を与えないように，どういった形でわかりやすく情報提供できるかというコーディネートをやっていただきたいということです。

現状，国の施策として十分なのかどうか。済みません，それはちょっとよくわかりません。というのは，現場でどうなっているかというのが，私どものところではよくわからないのです。個々の被害者がなんだかんだいって救われているのであれば，施策としてはある程度足りているのかなと。だけれども，連携がうまくいっていないと，運用として被害者にきちんとその施策が結びついていないということになれば，施策が足りないのではなくて，運用がどこかで狂っている。その見極めをそろそろしなくてはいけないところにあるのかなと思います。結局は，個々に実際に被害者に面している方が，被害者施策という概念を理解されておられるかどうか，ここに尽きるのかなと考えております。

さて，それでは，内閣府がこの関係で何ができるでしょうかということで，先ほど私どもが総合調整の役所であると申しました。なので，私どもとしては，どうなっているのですかと人に聞くことはできる。その聞いた内容について情報共有を図って発信していくということができる。それで，今回白書のため，調べてみたということです。少なくとも県の方におうかがいできる範囲でということで調べさせていただきました。本当に御協力どうもありがとうございました。

私どもの情報共有の仕方としては，先ほど申し上げましたように，白書という形で，今

年は地方で皆さんに御協力いただいた調査の結果を簡単に取りまとめたものを特集とさせていただきました。巻末資料も例年に比べて充実したものを作らせていただきました。こういった白書以外にも,個々に皆さんから毎月募っておりますメルマガの原稿で,皆様に,A県ではこういうことをやっています,といった感じで皆さん御参考に,と発信することができますが,そもそも情報が当室に来ないと,情報発信できない。なぜなら,内閣府には現場はないからです。

なので,好い事例をぜひ。悪い事例というのは,放っておいても,新聞記事になったりとかするのですね。だけど,実は悪い記事というのは余り参考にはならないです。というのは,ミスをやろうと思って働いている人はいないから,過誤事例ばかり言われても,ふーん,と。意識はしてもらわないよりはもらったほうがいいですけれども。でも,むしろ,こういうふうにしたらいいんだよという事例とか,うまくいった事例,そんなのはぜひ情報発信していただければありがたいなと思います。

また,今回,本来警察に聞いても良かったのでしょうが,連絡協議会にどんな所が組織に参加していますかという問い合わせを皆さんにさせていただきました。これは,どんな会に参加しているのだということを皆様にも再確認していただきたかったというところでございます。連絡協議会は,皆様にとっては情報取りの場となると思います。わざわざ県警がいろいろな組織に声をかけて,そこの会議体に座らせてくれている連絡協議会,ネットワークでございますので,誰にどうつなげばいいのか,どういう窓口があるのかというのを,ぜひ情報取りする上で有効活用をされたらいかがでしょうか。あるいは,この人はこういう理解が足りていない人だから,ここはつないでも無駄かもしれないとか,そういう現場のニュアンス的なものもわかるかもしれません。

そして,さらに内閣府としてはどのような形で協力できるかということですが,御承知のように,地方公共団体職員向け研修事業というのをさせていただいております。これは,

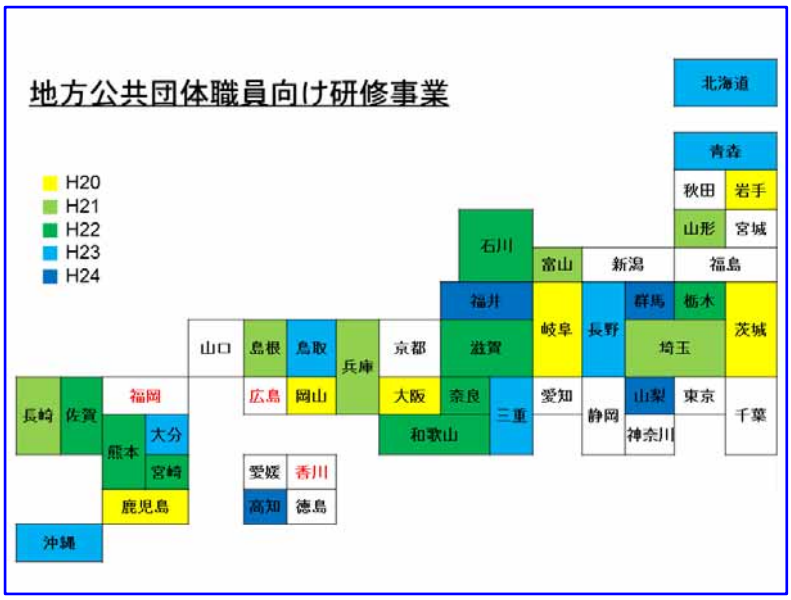

こういった犯罪被害者施策の重要性について,市区町村を含めて御理解いただくためにということで,47都道府県一巡するまではなんとか,ということで財務省に要請している予算枠です。本来は,地方公共団体の職員の研修は,地方公共団体がやることが基本ですが,できるだけ一巡するまでは御勘弁くださいという形で延ばしているのですが,

白地の所はまだ実施協力いただけていない所です。

窓口設置率が100％いっていない所は，ぜひ来年度は御検討いただきたいと思います。赤字の箇所が今年度実施していただける所です。今年，また引き続きよろしくお願いいたします。

広報活動ということでは，また後ほどの意見交換会でもお話しさせていただくかもしれませんが,「犯罪被害者週間」国民のつどい事業という形で，色のついた県とは皆さんと一緒にやらせていただいたところです。白地のところでも，うちのシンボルマークがあるところについては，自前でその県独自でやっていただいているということを何らかの形で情報提供いただいたものです。もし漏れていたらごめんなさい。

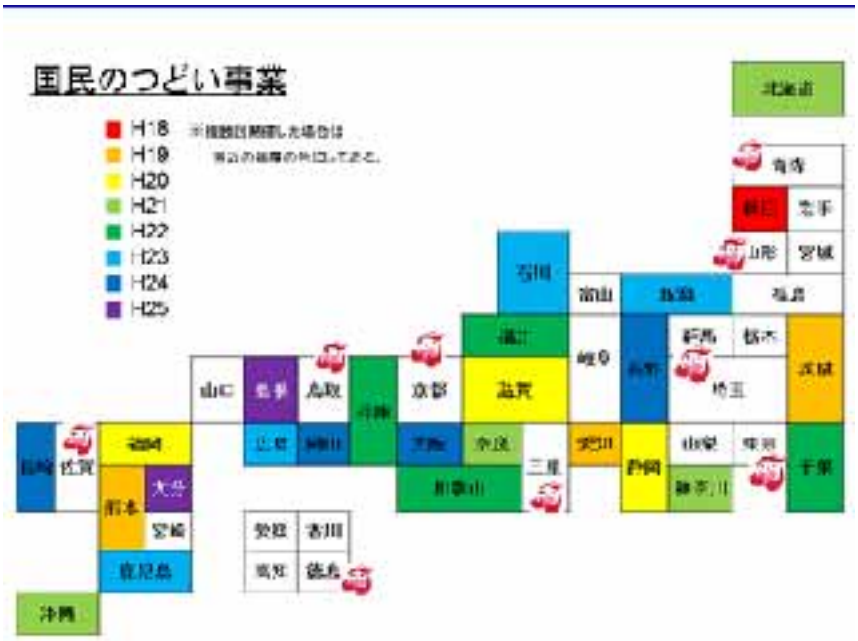

色のついている，内閣府と一緒に犯罪被害者週間をやっていただいたけれども，自前でも広報事業をやっていただいているという所は多いので，それはここには反映していません。犯罪被害者週間自体についても，どういった形で事業予算が続くかというのは良くわかりません。私どももできるだけこれは続けていきたいというふうには思っているのですけれども，よりよい広報啓発の仕方ということで，地方とどういう形で連携していったらいいのだろうか，というのは模索していかなければいけないなと思っているところです。

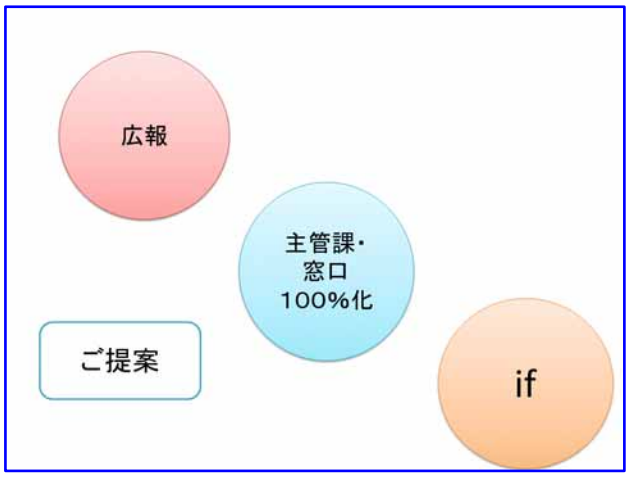

続いて，ご提案として，３点。広報啓発の関係と，主管課・窓口１００％化の観点と，あと，“if”というのは最後にお話いたします。

まず，広報関係での提案は，４つあります。最初に，今年の国民のつどい,「犯罪被害者週間」の関係なのですが，犯罪被害者週間，私どもが県と一緒にやらせていただくときには，内閣府との共催という形になるわけ

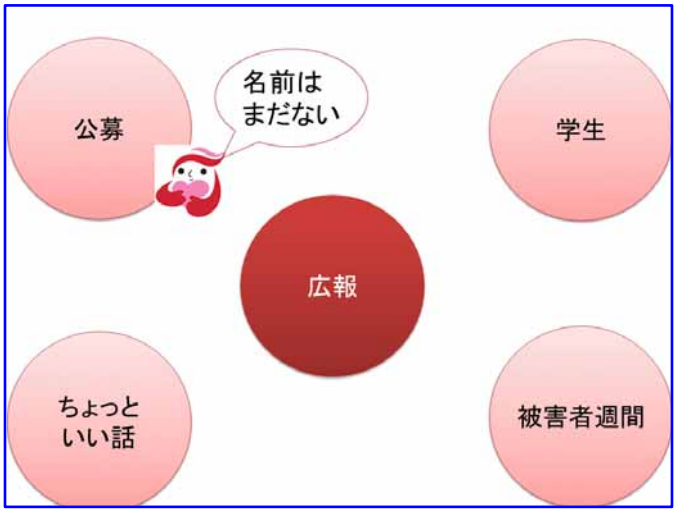

なのですけれども，ぜひ県独自でおやりになっているときにも，うちのシンボルマークもこそっと入れていただいて，これは内閣府のマークというよりは，被害者施策のシンボルマークですので，これを前面に出して，ぜひ展開していってください。私どものほうにご連絡をいただけましたら，今年は全国的にここでこういう被害者支援の講演会がある，ここでシンポジウムがあるという形で，全国的な被害者広報マークみたいな感じで宣伝していきたいなと。ぜひそういうふうにさせていただきまして，全国的にこれは犯罪被害者週間なんだということの認知率を上げたいなと思っています。

内閣府がやる，県がやる，独自に市町村でやっていただいている所もあるかもしれませんが，特に関東の場合，東京，神奈川，千葉，埼玉，それぞれ独自にいろいろ御協力いただいているところです。ただ，犯罪被害者週間は短い。前後結構似たような何とか週間とか何とか月間がある中で，似たようなシンポジウムがぽこぽこあるのですね。それぞれ，そういう社会的な問題に関心がある方達について，そこまでパイが大きくない中で，そんなに観客数が伸びないという状況にあります。なので，ぜひコーディネートした形で，被害者施策の広報というのを考えていきたいなと思っております。なので，関東３県と特に東京都とはぜひコーディネートしながら，今年の犯罪被害者週間というのを宣伝して打ち出していきたいと思っております。皆さん独自にいろいろ工夫していただいているので，それを邪魔したいというわけではなく，ただ，ぜひ私どもにも応援させていただけるところは応援させてください。共催ではなかったとしても，後援とか，単にこのマークを入れるだけでもいいので，犯罪被害者週間というのはみんなの施策ですよという形で統一的なアピールをしていけたらいいなと思っております。

二つ目は，啓発活動でアプローチしていくターゲットとして学生さんはいかがかなと思います。昨年のモデル事業で石川県さんと一緒にさせていただきました。学生を巻き込んだということで，今回の白書の紹介をしている中でも，非常に評判がよくて，大学生という感性豊かなときに，そしてこれからの社会を担っていく大学生に，犯罪被害者支援を無視してはいけないのだなということをわかっていただくのは，非常に重要な価値があると言われています。

京都であれば，例えば同志社大でしょうか。茨城は，被害者学を持っている常磐大と今コーディネートを進めて，広報活動とかいろいろな事業を提携されていく方向になると伺っております。東京であれば，中央大学の椎橋先生からも何らかの形の御協力は御快諾い

ただいております。そういった形で，個別に大学でそういう意識ある先生方もいらっしゃると思いますので，そういった先生のゼミ生とか，あるいは何かの形で防犯サークルみたいなものもあると思うので，それと被害者施策もちょっとリンクさせるような形で，学生を巻き込んでいくということも念頭に置かれてみてください。

三つ目。今年いろいろな被害者支援に各地で協力的だった団体であったり，人であったり，うまくコーディネートできた例であるとか，「ちょっといい話」というのをぜひお寄せください。もし公表可能であれば，来年度の白書にコラム的な形で盛り込むという形で使わせていただきたいと思っております。江戸時代も，例えば，大きな火でバーッと一面焼けてしまった時に隣近所での助け合いというのが非常に多かったそうです。幕府はその後綿密にヒアリングをして，何々町の何々兵衛は，隣のおばあさんの荷物を代わって背負っていってあげたとか，こういう形でこういう支援をやっていたよというのを拾い集めて，後で表彰していたそうです。お金じゃなくて表彰状だけだったそうですけれども，そういうちょっといいことを後で褒めてもらえる，認めてもらえる，ということが励みになっていたとのことです。被害者支援の関係でも，普通の人が普通に，こんな形で，例えば，繰り返しますけれども，学生さんで被害者支援に関心を持って，こういうふうな活動をしてくれたとかというのを御紹介できるようなことがあれば，ぜひしていきたいなと思っています。

それから，公募の関係です。犯罪被害者週間の標語の公募を毎年やっておりますし，今年もやっていきますので，また皆様にも標語募集でちょっと関心を持ってもらうというようなネタに使っていただければいいかと思います。加えて，今年は，シンボルマークの名前を募集します。できたら，今，名前がない中で，犯罪被害者等支援シンボルマークとかの説明を入れないで，この子だけを，何でもいいので，県の中で露出していただけないでしょうか。

今日，後ろの方に，熊本のくまモンがハートを抱えている，あれはキーホルダーだったのですかね，置いてありました。惜しいと思いました。ハートじゃなくて，ぜひこの子を抱えてほしかったなというふうに思いました。ゆるキャラは皆さんいろいろお持ちだと思うのですけれども，ゆるキャラの中に，きれいな形じゃなくてもいいのです。見苦しいぞ，何だあのマークは，みたいな感じで注目を浴びれば浴びるほど，パブリシティーが上がるのではないかと思っています。

長野だったら，アルクマくんでしたか，あれは観光PRキャラだったと思うので，被害者施策は観光とは結びつかないのかなと思うので，難しいキャラもいるとは思うのですけれども，ぜひ皆さんのキャラクターの中と一緒にペタッと張りつけられるようなところがあったら，連れ回していただければと思います。

どこかここかから，あのマーク何，ちょっと邪魔なんだけどというようなのでもいいの

で，注目を浴びることができれば，いざこの名前を募集していますというときに，何だそうだったの，みたいなことになればいいなと思っているのですが，まぁ，多分そこまで浸透する時間はないのですけれども，皆さんも被害者支援の関係で何かやるときには，このマークをどうぞお使いください。何らかの形で統一性のあるメッセージを打ち出す上で，このマークは結構有効かなと考えております。

以上が広報関係。提案のその２として，市区町村レベルでの施策主管課，総合的対応窓口100％化をお願いします。来年から白書には地図で載せます。今年は，表の形でパーセンテージを出していますけれども，来年は主管課と窓口の設置状況については，色分けで視覚的に訴えるような形で出したいと思っておりますので，ぜひ今年１年，100％いっていないところは強烈にアピールして上げていっていただきたいと思っています。

提案の最後です。先ほど和氣様からは，もし友達が被害者に遭ったらという形でお話されました。しかし，むしろ施策主管課の皆様にとっては，もし今日ご自分が地元に帰れなかったら，交通事故か何かに巻き込まれてご自分が被害者になったらということで考えてみてください。そのときに自分の御家族がどういう状況に置かれるのかというのを考えてみてください。東京都から地元の方に支援がどういうふうにつながっているのだというのをちょっと考えてみてください。あるいは，御家族が，あなたが御地元に帰る前に何らかの形の被害に巻き込まれたら，どういう状況になるのだろうということを考えてみてください。どういう支援があるのだろう。支援があったはずなのではないのか。誰かがやってくれたんじゃないのかと思うものですけれども，少なくともその施策のコーディネートを各県内でやっていただくのは，本日お集まりの皆様になります。誰かがやってくれるのではなくて，皆様がこういうことで当県としては施策が進められますよ，市区町村に落としていっていますよということを説明していく責任者になってまいりますので，皆さんはむしろインサイダー知識をお持ちなのです。どういうところにどういう施策が預けられていて，もしかしたら，県レベルであったとしても，個人としてこういうお医者さんがいい，こういうカウンセラーがいいという知識を持てるかもしれない。それは皆さんにとって非常に貴重なインサイダー知識です。皆様にとって発動しなくて済めば済む。それが一番喜ばしいことなのですけれども，そういうインサイダー知識を自分のために，あるいは，御家族のために集めてみてください。そしてそれを県民にばらしていってください。

ぜひ，犯罪被害者施策というのは，支援ではなくて備えであるというふうに考えをシフトしていってください。この備えであるシフトを，ぜひ市区町村のほうにも落としていっ

てください。市区町村は非常に重要な一端を担っている所ですので，皆さんから働きかけて，ぜひその市町村の市民，町民，村民にきちんと備えがあるようにしていっていただけたらと思います。

御清聴ありがとうございました。